

*このレポートは生成AIにて作成されています【2025/11/19作成】

① 制度の概要

東京都が実施する木材利用促進事業で、民間施設の外壁や外構に**多摩産材を含む国産木材**を活用することで、都市部における木質化を推進し、多摩産材の需要拡大を図る制度です。オフィスビルや商業施設など、都民の目に触れる場所での木材利用を支援します。

年度をまたぐ工事も申請可能で、竣工及び施工業者への支払いが令和8年度末までに完了する事業が対象です。すでに契約締結や着工している場合でも補助金交付が認められるケースがあり、柔軟な運用が特徴です。

② 支援内容

□ 外壁の木質化

建築物外壁への国産木材使用補助

最大3,000万円

補助率：1/2

□ 外構の木質化

木塀、門扉、パーゴラ等への国産木材使用補助

最大3,000万円

補助率：1/2

③ 対象となる取組

- 建築物外壁の木質化（木材使用）
- 外構設備の木質化（木塀・門扉等）
- パーゴラ、ベンチ、デッキ等の設置
- 国産木材使用（多摩産材3割以上）

④ 対象者

- **事業費の1/2以上の自己資金**及び借入金を保有する者
- 補助対象事業を実施可能な民間事業者
- 東京都内で施設を所有・運営する者

※国または地方公共団体等は対象外となります。

⑤ 専門家活用のススメ

- **木材調達の専門知識**：多摩産材の適切な調達ルートと必要量の算定には専門家のサポートが有効です。
- **設計図書の精度向上**：木材使用量の計算や基準適合性の証明には建築士等の専門的知見が必要です。
- **併用制度の戦略立案**：複数の補助制度を組み合わせた最適な資金調達計画を立案できます。

⑥ 採択率向上のポイント

- **多摩産材の積極活用**：国産木材の中で**多摩産材を3割以上使用**することが必須条件です。地域材の調達ルートを事前に確保しましょう。
- **都民への発信計画**：施設利用者に対して**木材利用の旨を発信する具体的な方法**を計画に盛り込むことが重要です。
- **詳細な設計図書**：木材使用箇所と使用量の詳細内訳を正確に記載し、基準を満たす根拠を明確に示しましょう。
- **他制度との併用検討**：「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業」等との併用で効果を最大化できます。

⑦ 戰略的分析

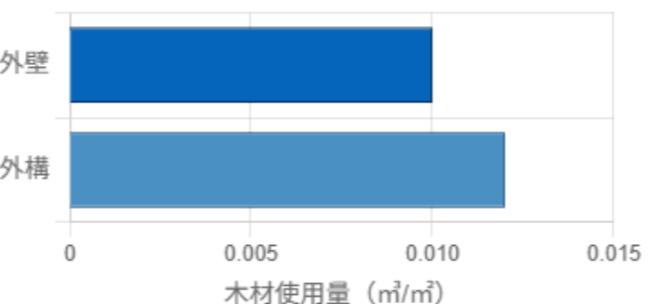
【着工済み案件でも申請可能】

- **契約済みや着工済みでも補助対象**となる可能性があり、他制度にはない柔軟性が特徴です。
- 年度をまたぐ工事も対象で、**長期プロジェクトに対応**しています。
- 事前相談により、個別事情に応じた対応が期待できます。

【高額補助の活用戦略】

- **最大3,000万円の補助**は都内でも屈指の規模です。
- 補助下限額500万円により、**事業規模1,000万円以上**の計画が必要です。
- 複数施設の一括申請や段階的実施も検討できます。

⑧ 木材使用基準の詳細



外壁の基準：1m²あたり0.01m³以上（補助対象面積の3割以上が木材）

外構の基準：1m²あたり0.012m³以上の木材使用が必須

⑨ 実施事例と活用分野

施設種別	代表的な活用例
公園施設	北谷公園（渋谷区）での外構木質化
商業施設	Park Community Kibaco（江東区）
オフィスビル	エントランス・外壁の木質化
複合施設	デッキ、パーゴラ等の外構整備

⑩ 必要書類とチェックポイント

提出書類	チェックポイント
事業申請書 (第1号様式)	<input type="checkbox"/> 事業概要を簡潔 に記載 <input type="checkbox"/> 補助金申請額を明記
事業計画書 (第2号様式)	<input type="checkbox"/> 木材使用箇所の 詳細な説明 <input type="checkbox"/> 都民への発信方法を具体的に
経費内訳書 (第3号様式)	<input type="checkbox"/> 補助対象経費1,000万円以上 <input type="checkbox"/> 費目ごとの詳細な内訳
設計図・ 木材使用量 詳細内訳	<input type="checkbox"/> 国産木材使用箇所・使用量 <input type="checkbox"/> 多摩産材3割以上の根拠 <input type="checkbox"/> 基準適合性の明確な証明

⑪ 申請スケジュール

● 事前準備期間

設計図書作成、木材調達先の確保、事業計画の策定に2~3ヶ月程度。事前相談を推奨。

● 申請受付期間

随時受付～2027年3月31日まで

予算の範囲内で先着順に審査。早めの申請が推奨されます。

● 審査・交付決定

申請後、書類審査を経て交付決定通知が発行されます。

● 事業実施期間

交付決定後、工事着手可能。**契約済み・着工済みでも相談可**。

● 事業完了・報告

竣工及び事業費支払い完了は令和8年度末まで。完了後、実績報告書を提出。

△ 補足事項

他の東京都木材利用促進事業との併用が可能です。

補助対象面積の3割以上が木材でおおわれる必要があります。

⑫ 問い合わせ

制度詳細 <https://www.tokyo-aff.or.jp/site/forest/1209.html>

お問い合わせ 公益財団法人 東京都農林水産振興財団

森の事業課（直通）

〒190-0013 東京都立川市富士見町3-8-1

TEL：042-528-0641

受付時間：月～金曜日（祝日を除く）9:00～17:00